

要望事項（優先順位 3）

京都大学の立て看板撤去に関する市から大学への行政指導の内容

要 旨

京都大学は、平成29年12月に立て看板についての規定を公表し、平成30年5月、本部キャンパス周辺の立て看板を撤去しました。その発端として、京都市による行政指導があったことが報道されています。

吉田学区は、学生を含め京都大学関係者が多く居住しており、また、京都大学と様々なかたちで関わりながら長年暮らしてきた住民が圧倒的に多い地域です。今回の立て看板撤去に関して、関係者及び住民から賛否両論の意見が様々に出ていることは報道のとおりです。

市が京都大学に対して出された行政指導について、適用される条例・条項ならびにその根拠・理由・正当性、指導の経緯など地域住民に分かりやすく説明していただくようお願いします。市と住民双方が議論を整理して意見交換する場としての説明会の要望も出されておりますので実施についても御検討ください。

回 答

（都市計画局）

本市では、平成19年9月から新景観政策を実施しており、屋外広告物につきましても、歴史都市・京都の景観を形づくる重要な要素として、屋上屋外広告物の市内全面禁止をはじめ、地域の特性に応じて「大きさ」、「色」、「表示できる高さ」など、きめ細やかな基準を設定し規制を行っております。

平成24年度からは、屋外広告物適正化に向けた取組体制を抜本的に強化して取組を進めた結果、市民、事業者の皆様の御理解、御協力により、現在では9割を超える屋外広告物が適正に表示されるに至っております。

こういった中で、京都大学周辺に置かれている立て看板等についても、屋外広告物に該当するため、掲出に当たっては本市の定める基準を守っていただく必要がございます。

また、立て看板等が道路（歩道）にはみ出していれば、道路法上の不法占用となります。

何より、看板が強風等により落下・倒壊すると、歩行者等に危険を及ぼすことになり、特に安全性の問題は憂慮すべき問題（※）です。

そのため、本市は、平成24年から、京都大学に対し、広告物の大きさ、色彩、高さ等についての法令遵守及び歩行者等の安全確保を求めてきたものです。

京都大学への指導は、個別の違反案件に関するものであり、指導対象者以外の方への説明や意見交換はいたしかねますことを、御理解いただきますようお願いいたします。

※ 京都大学のHPに、学生からの質問への回答として、事故等の事例や児童の通学路への設置回避の要請があったことが掲載されています。